ドイツ会計指令法上の選択権の成因

―EU 会計指令との関連を中心として―

奥山茂

日 次

- 1. 問題の所在
- 2. EU 会計指令における選択権
- ドイツにおいて国内法化された選択権
 EU 会計指令からの継受
- 4. ドイツ会計指令法に固有の選択権
- 5. 結びに代えて

1. 問題の所在

ドイツ商法典における選択権 (die Wahlrechte) に関連する最も典型的な規定として、第 275条を挙げてもあながち的外れではあるまい。 そこでは、「損益計算書が総原価法または売上原 価法によって報告式にて作成されなければならな い」ことが要請されているのである。このような 選択権に着目して, ドイツ商法の会計規定を概観 してみると、実に様々な選択権が許容されている ことがわかる。そして、これと同時に一つの疑問 も浮かぶことになる。すなわち、何故様々な選択 権が認められているのかという極めて素朴な疑問 である。このことは、年次決算書の作成に関連す る重要な原則の一つとみなされている「比較可 能性の原則」に照らして考えてみれば、より一層 明確になる。つまり、「比較可能性の原則」には 確かに「継続性の原則」といういわば足枷が用意 されているとはいえ、選択権が広範囲に許容され ていればいるほど、それだけ年次決算書の多様な 作成可能性の余地が生じ、年次決算書の作成が多 様になればなるほどそれだけ比較可能性は阻害さ れることになり、かろうじて同一企業においての 時系列な比較可能性が保証されているに過ぎない ということ、しかも相当の理由がある場合には継 続性が遮断されることもあるとすれば、この比較 可能性さえ十分に保証されているわけではないと いうことは、容易に推察され得るであろう。

このように「比較可能性の原則」にとってはむ しろ相容れない性質を有するとみなされる選択権 の存在は、従来の議論においても既に指摘されて いるように、年次決算の揺らぎ、恣意性の介入あ るいは秘密積立金などの原因となっている。つま り,選択権を含む法規定に則っている限り,必ず しも同一の年次決算書が作成されるとは限らな い。それよりもむしろ、選択権の行使・不行使に よって多様な結果がもたらされることになるとい える。それにもかかわらず、ドイツ商法において 広範な選択権が許容されているとすれば、それ相 応の理由があると考えねばなるまい。まして、最 近のドイツ企業会計の動向あるいは商法会計の改 正状況を考慮すれば、現実の企業会計にあっては 国際資本市場への進出、商法会計にあっては国際 会計基準との調和化など、いずれも「比較可能性 の原則」が重視される傾向が強まることはあって も弱まることはないと考えられるような状況下に あるといえる。それでもなお、依然として選択権 が許容され,これが行使されることによって年次 決算書が作成されているとすれば、立法者側には もちろんこのような選択権を是とする明確な意図 がなければならないし、これを行使する企業側に もこの権利をネガティブに受け入れるのではなく 如何に上手く積極的に活用するべきかという判断 にあたって何らかの意思決定がおこなわれている 筈である。

とすれば、本来はこのような視点からの研究が 必要となるのであるが、この問題に着手する段に なって、実は選択権そのものが漠然としており、

その範囲も必ずしも明確になっているわけではな く, 況や統一的な理解が得られているわけでもな いことが明らかとなったのである。そこで、こ こでは先ず以ってドイツ商法上の会計規定におけ る選択権それ自体についての疑問の解明を優先さ せて、同商法の大改正のきっかけとなった EU 会 計指令。にも遡及して、そこでの選択権の種類・ 意味を明らかにするとともに、これをドイツにて 国内法化することによって制定された会計指令法 (Das Bilanzrichtlinien - Gesetz*) における選択権の 種類・意味を個々の条項ごとに検討することに よって、ドイツ会計指令法における選択権の全体 像を明らかにすることが課題となる。その際、当 然のことながら個別決算における選択権および連 結決算における選択権のそれぞれについての検討 が必要であるが、両者をここで取り上げるには紙 幅の都合上困難であるので、 論点を明確にするた めにも、ここでは考察の対象を個別決算における 選択権に限定しておくことにする。したがって, ここでの課題は、会計指令法の主要かつ中心的な 要素である商法規定との関連において企業の個別 決算に関わる選択権の種類を明らかにすること, 端的には選択権の分類(そのためには分類基準が 不可欠)と、個々の選択権の由来、つまり EU 会 計指令からの継受によるものかドイツ商法に固有 のものか、更には改正に際して採り入れられたの かそれ以前の規定に既に組み込まれていたのか. ということを解明することでなければならない。 果たして、ドイツ会計指令法上の選択権は、どの ような由来によって生じ、その全体像はいかなる ものであろうか。

2. EU 会計指令における選択権

周知の如く、EU 会社法指令の中で企業会計に 関連するものはいくつかあるが、ここでの分析・ 検討の対象は、特に EU 会計指令第4号(以下 EU 会計指令という)でなければならない。何故な らば、EU 会計指令は個別企業の年次決算書の作 成についての規定を含んでいるので、個別の年次 決算書の作成に関する EU レベルでの選択権の考 え方を考察するための手掛かりは、この指令を措いて他には無いからである。したがって、ここでは EU 会計指令の個々の条項を詳細に分析・検討することを通じて、そこに規定されている選択権を洩れなく抽出することが必要であるといえる。

その際に、我々はヴェーバー・ブラウン (Weber-Braun, Elke) の分析方法が非常に重要な示 唆を与えてくれることを看過してはならない。彼 は、EU 会計指令において三種類の選択権を見出 している。のであるが、その識別の基準として条 項の文言に見られる表現上の相違に着目している のである。すなわち、「加盟国は……できる」と いう文言によって表現されているか、「加盟国 は、……を許可することができる、あるいは…… と定めることができる」という文言によって表現 されているか、あるいは「加盟国は、……を許可 することができる」という文言によって表現され ているかという違いが彼にあっては分類基準と なっているのである。 尤も, 前者は加盟国選択 権(Mitgliedstaaten – Wahlrechte)と呼ばれる選択 権の分類基準であり、後二者は共に派生的な企業 選択権 (abgeleitete Unternehmens – Wahlrechte) と呼ばれる選択権の分類基準であるので、本来の 企業選択権 (originäre Unternehmens - Wahlrechte) と呼ばれる第三の選択権を識別する基準 となる条項中の表現は明示されていない。しか も、彼は、それぞれの分類基準に対する例示とし て具体的な条項を二つづつ挙げているものの、そ れがすべてを網羅していないことは、彼のいう 「例えば」という表現からも明らかであろう。と すれば、EU 会計指令におけるすべての条項につ いて、文言上の表現の共通性・相違性を手掛かり として選択権に関わると思われる規定を峻別する ことが必要となる。このような分析手法は, ヴェーバー・ブラウンの手法に倣ってはいるもの の、その域にとどまっているものではないことは いうまでもない。

そこで、まず「加盟国は……できる」という表現を手掛かりとしてEU会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討してみれば、彼のいう加盟国選択権に該当すると考えられる選択権を規定す

る条項が数多く存在していることが明らかとなる。これをまとめたものが表1である。

次に,「加盟国は, ……を許可するか, あるいは……と定めることができる」という表現と「加盟国は, ……を許可することができる」という表現とを手掛かりとして EU 会計指令の各条項の表現とを手掛かりとして EU 会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討してみれば, 彼のいう派生的企業選択権に該当すると考えられる選択権を規定する条項もまた数多く存在していることが明らかとなる。これをまとめたものが表 2 である。

最後に、本来の企業選択権を識別するための表現上の手掛かりを得るために、彼の例示している条項を分析してみると、「貸借対照表または附属明細書に記載……」あるいは「……限り、……できる」という表現が用いられていることがわかる。そこで、これらの表現を一応の手掛かりとしてEU会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討してみれば、彼のいう本来の企業選択権に該当すると考えられる選択権を規定する条項が他にも存在していることが明らかとなる。これをまとめたものが表3である。

かくして、EU会計指令の各条項の表現・内容を分析・検討した結果、文言上の表現の共通性・相違性を基準にして分類すれば、表1から表3のようにまとめることができた。これらの表から、各選択権を含意する条項の基本的表現、つまり条項における表現の基本型には以下の型があることがわかる。

まず第一に、加盟国選択権を含意する表現については、ヴェーバー・ブラウンのいう「加盟国は……できる」という代表的表現のみならず、この受動表現である「加盟国によって……され得る」あるいはその類似表現とみられる「国内法は……できる」、更には「各加盟国の法規定が……を定めていない限り、……」あるいは「各加盟国の法規定が……を定めている限り、……」、「加盟国の法規定が……を定める」、そして「加盟国は……または……を定める」、そして「加盟国は、……以内を定める」という6つの表現の存在も新たに判明したといえる。新たに見出された表現のうちの「各加盟国の法規定が……を定めて

いない限り、……」という表現の場合には、加盟 国の国内法規定に定められていない時には本指令 に従うことが要請されており、文意から、もし定 められている時にはその国内法の規定に従うこと が要請されていると解釈され得るので、選択の余 地は加盟国による国内法の規定化の可否にあるに 過ぎない。故に、このような表現を含む条項にお ける選択権も加盟国選択権に属しているといえ る。また、新たに見出された表現のうちの「各加 盟国の法規定が……を定めている限り、……」と いう表現の場合には、加盟国の国内法規定が定め られている時にはその国内法の規定に従うことが 要請されており、文意から、もし定められていな い時には本指令に従うことが要請されていると解 釈され得るので、ここでも選択の余地は加盟国に よる国内法の規定化の可否にあるに過ぎない。故 に、このような表現を含む条項における選択権も また, 加盟国選択権に属しているといえる。ま た、新たに見出された表現のうちの「各加盟国の 法規定が……認めている限り……」という表現 は、加盟国の国内法規定が特例的措置を認めてい る時にはその国内法の規定に従うことが容認され ており、文意から、もしそれを認めていない時に はそのような特例的措置は認められないと解釈さ れ得るので、選択の余地は加盟国による国内法の 規定化の可否にのみあるといえる。それゆえに, このような表現を含む条項における選択権は、加 盟国選択権に属していると考えられるのである。

その他の表現は、明らかに加盟国に選択の余地があることを意味しているといえる。これらの表現は、ある会計方法等の実施あるいは規定化の可否についての判断を加盟国にすべて委ねており、「EU会計指令の国内法への転換に際して、この指令に含まれている選択権の行使を加盟国に認めるものであり、加盟国がこれを行使した後には企業には何らの裁量の余地も残っていない」選択権を意味している。

第二に、派生的企業選択権を含意する表現については、彼のいう「加盟国は、……を認めるか、あるいは……と定めることができる」という表現と「加盟国は、……を認めることができる」とい

表 1. 第4号指令における加盟国選択権に関する条項とその内容

条	項	規定	内 容		選択権の内容	特徵的表現	種類
第1条第2	2 項			金融機関・保険会社への適用	加盟国は…できる	1	
第2条第5	項第3文	年次決算書の作成			例外的場合の適用除外	加盟国は…できる	2
第4条第1	I 項第 4 文	表示方法			項目の細区分・追加	加盟国は…できる	2
第 2	2項第2文	*			特定企業の項目調整	加盟国によって…され得る	2
第 3	3 項	*			科目統合	加盟国によって…され得る	2
第 4	4項第2文	*	-	**	前事業年度の数値の調整	加盟国は…できる	2
第 5	5条第1項	投資会社および資本参 様式	加会社の年	手次決算書の	特別の様式	加盟国は…できる	5
第8条		貸借対照表の様式			勘定式/報告式	加盟国は…または…を定め る	a
第9条 借	告方 А	勘定式の貸借対照表・ 込資本	資産の部・	引受済未払	負債の部への記載 (国内 法)	国内法が定めていない限り	3
	CI1	勘定式の貸借対照表・ 産	資産の部・	無形固定資	研究開発費の借方計上	国内法が・・認めている限り	3
	Ш 7	"	,	自己株式	自己株式/自己持分の借方計上	国内法が…認めている限り	3
	D II 5	みの未払込資本	*	払込催告済	A 項目記載 (国内法)	国内法が定めていない限り	3
	D II 6	項目	,	計算区分	E 項目記載 (国内法)	国内法が定めていない限り	3
1900 27 40 40	D III 2	*	w.	自己株式	自己株式/自己持分の借方 計上	国内法が…認めている限り	3
	E	目	*	計算区分項	DII6項目記載(国内法)	国内法が定めていない限り	3
	F	,	"	年次損益	貸方AVI項目記載(国内法)	国内法が定めていない限り	3
1	資方 A I	勘定式の貸借対照表・ 済資本	負債・資本	の部・引受	払込催告資本の記載(国内 法)	国内法が定めていない限り	3
	AW1	,	*	法定準備金	法定準備金の貸方計上	国内法が…定めている限り	3
	IV2	備金	*	自己株式準	自己株式/自己持分準備金 の借方計上	国内法が…定めている限り	3
- Inc.	VI	*	*	年次損益	借方F項目/貸方E項目 記載 (国内法)	国内法が定めていない限り	3
	C 9	*		前受金	貸方D項目記載(国内法)	国内法が定めていない限り	3
	D	*		*	貸方C9項目記載(国内法)	国内法が定めていない限り	3
	Е	*	*	年次損益	貸方A6項目記載(国内法)	国内法が定めていない限り	3
第 10 条	A	報告式の貸借対照表・	引受済未払	4.込資本	項目 L 記載 (国内法)	国内法が定めていない限り	3
	I 9	*	6	ko	K 項目記載 (国内法)	国内法が定めていない限り	3
	K	*	4		F9項目/19項目記載 (国内法)	国内法が定めていない限り	3
-	L1	4	耳 -	を済資本	払込催告資本の記載(国内 法)	国内法が定めていない限り	3

LIV1	/ 法定	準備金 法定準備金の貸方計上	国内法が・・定めている限 り	3
IV 2	ø 自己	株式準備金 自己株式 自己持分準備金 の借方計上	国内法が・・定めている限り	3
第 11 条	簡易貸借対照表	規模基準による総括記載	加盟国は…できる	4
第 17 条第 2 文	資本参加の意味	20% 以内の基準比率	加盟国が・・以内を定める	a
第 18 条第 2 文	前払金の記載方法	債権としての計上.	加盟国は…できる	a
第 21 条	前受金の記載方法	債務としての計上	加盟国は…できる	a
第 22 条	損益計算書の様式	勘定式 報告式,総原価法 売上原価法	加盟国は・・または・・を 定める	а
第 27 条第 1・2 文	簡易損益計算書	規模基準による総括記載	加盟国は…できる	a
第 30 条第 1 文	課税額の記載方法	総括記載	加盟国は…できる	3
第 33 条第 1 項	評価方法の特例	取得 製作原価評価からの 乖離	加盟国は…できる	b :
第 33 条 第 2 項 C 第 2 文	"	再評価積立金の使用につい ての規定化	加盟国は…できる	b
第 39 条 第 2 項 第 2 文	流動資産の評価	借入資本利息の製作原価算 入	加盟国は…できる	b
第 43 条第 2 項	附属明細書の記載事項	資本参加会社への適用免除	加盟国は…できる	1
第 47 条 第 1 項 第 2 文	公示対象	営業報告書の除外	国内法は…できる	3
第 51 条第 2 項	会計監査	規模基準による監査義務の 免除	加盟国は…できる	4
第 55 条第 2 項	施行・報告	施行期日の延長	加盟国は…できる	1
第 59 条第 2 項 C	結合企業の資本に対する持分評	簿価 自己資本における資 本参加対応額	加盟国は…できる	ь
第3項第3文	*	評価替え	加盟国は…できる	1
第 60 条第 1・2 文	投資会社	市場価額による評価, 区分 記載の免除	加盟国は…できる	1

う表現に加えて、「各加盟国の法規定が……を定めている限り、……認める」という表現の存在も新たに判明したといえる。これらの派生的企業選択権をヴェーバー・ブラウンは、「EU 会計指令の選択権の行使を企業にゆだねるか、またはその国内法への転換の枠内において自らその権利を行使するか、この判断を加盟国に任せる*」選択権と「加盟国が自らその権利を行使してはならずに、加盟国の国内法における選択権を企業選択権に移し変えなければならない。」選択権とに区分している。後者の選択権を含意する表現として「加盟国は、……を認めることができる」という表現が見出されているのである。

しかし、これは、一読する限りでは表現上は加

盟国に選択権が与えられているように思える。ところが、「国内法において該当する規定がなければ、加盟国は選択権の移し変えを無視することができる」という彼の指摘に着日すれば、この表現は加盟国の国内法に既に該当する選択権規定が存在していることを前提として、加盟国が国内法に既存の選択権を企業選択権として認めることを要請していると解釈され得るのである。したがって、この表現は、選択権それ自体の行使が加盟国ではなく、企業に委ねられていることを意味しているといえる。それゆえに、このような表現を含む条項における選択権は、これを派生的企業選択権と呼ぶことの是非はともかくとして、少なくとも実質的には企業側の選択権に属していると考え

表 2. 第 4 号指令における派生的企業選択権に関する条項とその内容

条 項	規 定 内 容	選択権の内容	特徵的表現	種類
第2条第6項	年次決算書の作成	追加情報の開示	加盟国は…認める/定める ことができる	c 2
第 6 条	利益処分または損失処理	決算書の様式の適合	加盟国は・認める/定める ことができる	3
第9条 借方 B	勘定式の貸借対照表・資産の部・創業費	無形固定資産(国内法)	国内法が定めている限り・・ 認める	3
第10条 B	報告式の貸借対照表・資産の部・創業費	無形固定資産(国内法)	国内法が定めている限り… 認める	3
第20条第2項	危険性引当金および負債性引当金の計上	危険性/負債性引当金の計 上	加盟国は…認めることがで きる	b
第27条	簡易損益計算書	規模基準による総括記載	加盟国は…認めることがで きる	4
第33条第 3 項	評価方法の特例	価値修正額の計上・表示	加盟国は…認める/定める ことができる	ь
第36条	投資会社の評価の特例	価値修正額の相殺表示	加盟国は…認めることがで きる	5
第37条第1項	研究開発費および暖簾の評価	原則(第34条第1項a) の適用除外	加盟国は…認めることがで きる	b
第2項	*	5 年超の暖簾の償却	加盟国は…認めることがで きる	ь
第39条第 1 項 C	流動資産の評価	臨時的な価値修正	加盟国は…認めることがで きる	ъ
第40条第 1 項	棚卸資産の評価	計算方法の選定	加盟国は・・認めることがで きる	ь
第44条	簡易附属明細書の作成	規模基準による総括記載	加盟国は…認めることがで きる	4
第45条第1項	附属明細書の記載事項の特例	原則(第43条第1項第2 号)への補足	加盟国は…認めることがで きる	a 3
第2項	*	原則(第43条第1項第2 号)の適用除外	加盟国は…認めることがで きる	2 - 4
第47条第2項	公示	規模基準による総括記載	加盟国は…認めることがで きる	4
第2項b	*	監査報告書の非公示	加盟国は…認めることがで きる	4
第3項	*	規模基準による総括・区分 記載	加盟国は…認めることがで きる	4
第59条第1項	結合企業の資本に対する持分の評価	資本参加関係の記載	加盟国は・認める/定める ことができる	b 1
第2項d	*	算定日	加盟国は・・認める/定める ことができる	b 1
第6項c	,	損益計算書への計上	加盟国は…認める/定める ことができる	b 1

られるのである。

これに対して、「加盟国は、……を認めるか、 あるいは……と定めることができる」という表現 は、選択権の行使・不行使の判断を企業に委ねる か否か,あるいは自らがこの選択権の行使・不行 使の判断をおこなうのか否か,これらの判断がす べて加盟国に委ねられていることを意味してい る。とはいえ,選択の余地は加盟国による権利行

条 項	規定内容	選択権の内容	特徵的表現	種類
第8条第2文	貸借対照表の様式	貸借対照表の様式の選択	選択を企業に委ねる	a
第9条 貸方С3	貸借対照表 負債・資本の部 前受金	前受金の貸方計上	…控除されていない限り	b
第10条 F 3	* *	*	…控除されていない限り	b
13		*	…控除されていない限り	ь
第14条第1文	偶発債務の記載	貸借対照表への注記 附属 明細書	…または…	a
第15条 第 3 項 a 第 3 文	資産の記載方法	貸借対照表 附属明細書	…または…	a
第22条第 2 文	損益計算書の様式	損益計算書の様式の選択	選択を企業に委ねる	a
第35条第1項 c aa	固定資産の評価	価値修正額の計上	…され得る	b
第3項 b	*	製作原価への間接的原価の 加算	…され得る	b
第4項	*	製作原価への借入資本利息 の加算	…され得る	b
第38条	簡易評価法	固定数量・固定価額による 計上	…され得る	b
第41条第1項	長期債務における利息の評価方法	長期債務利息の借方計上	…され得る	b
第43条第1項第2号	附属明細書の記載内容	記載事項の省略	…され得る	a
第59条第3項第1文	結合企業の資本に対する持分の評価	評価替え	…され得る	b 1
第59条第9項	,	適用除外	…され得る	b 1

表 3. 第 4 指令における本来の企業選択権に関する条項とその内容

使・不行使および企業への権利の委譲の可否のみならず権利委譲の場合の企業による権利行使・不行使にもあるといえる。したがって、このような表現を含む条項における選択権は、加盟国選択権と(派生的)企業選択権とに属していると考えられるのである。

また、新たに見出された「各加盟国の法規定が ……を定めている限り、……認める」という表現 は、加盟国の国内法規定が定められている時には その国内法の規定に従うことが容認されており、 文意から、もし定められていない時にはそのよう な特例的措置は認められず、結果として本指令に 従うことが要請されていると解釈され得るので、 選択の余地は加盟国による国内法の規定化の可否

のみならず規定化されている場合には企業による 権利行使・不行使にもあるといえる。それゆえ に、このような表現を含む条項における選択権も また、加盟国選択権と(派生的)企業選択権とに 属していると考えられるのである。

したがって、派生的企業選択権には選択の余地が加盟国と企業とに与えられることになる選択権と企業にのみ与えられることになる選択権とがあるといえる。

最後に、本来の企業選択権を含意する表現については、前掲の表現に加えて「その選択を企業に委ねる」あるいは「……され得る」という2つの新たな表現が見出され得る。これらの場合には選択の余地は企業にのみ与えられているに過ない。

故に、このような表現を含む条項における選択権は本来の企業選択権に属しているといえる。これらはすべて「加盟国が EU 会計指令の選択権の行使には一切影響を及ぼさず、その行使がただ企業にのみ委ねられている"」選択権を意味している。

とすれば、ここで着目すべきは、EU 会計指令 においてヴェーバー・ブラウンが指摘する三種類 の選択権について誰がどのレベルで行使する(行 使させる) かによって4つのパターンが考えられ ているということである。つまり、加盟国選択権 は、文字通り加盟国によってのみ行使され、本来 の企業選択権は、これもまた文字通り企業によっ てのみ行使される。ところが、派生的な企業選択 権については、一方では加盟国の選択権として当 事国の判断によって自らが行使するか企業に行使 させるかを選択できる―後者では企業側の選択権 が生じる一場合と, 他方では加盟国には選択権は 与えられずに企業に行使させることだけができる 場合とが想定されているので、ヴェーバー・ブラ ウンにあってはこの派生的な選択権は, 加盟国選 択権と本来の企業選択権との中間的な存在として 位置づけられているといえる。とはいえ、この中 間的な選択権も権利行使の主体を基準とすれば, 結局は加盟国選択権と本来の (この段階では最早 このような修飾語は不要ではあるが)企業選択権と に収斂することとなる。ここに留意すべきは、と りわけ加盟国に選択権行使の機会が与えられてい る派生的な企業選択権を含めた広義の加盟国選択 権がこの指令のドイツ国内法への転換に際してど のように行使されたのかということであるが、こ のことは、次章での検討に委ねることとする。

これまでの検討から、EU会計指令の条項を網羅的に分析することによって、そこに含意されているすべての選択権が抽出され、分類されたものの、これだけではEU会計指令の選択権についての考え方を解明するには不十分といわざるを得ない。何故ならば、問題の発端は、比較可能性と選択権との整合性の如何にあったにもかかわらず、この点については未だ何も解明されてはいないからである。そこで、比較可能性と選択権との整合

性について,特に比較可能性への選択権の影響と いう視点から検討を加えておかねばなるまい。

この問題の検討に際しても, ヴェーバー・ブラ ウンの見解が手掛かりとなる。彼によれば、年次 決算書の利用者にとって、加盟国における年次決 算がどの程度の質を備えているのか、また年次決 算情報がどの程度の範囲で比較可能であり, 等価 となるのかということが重要な意味を持ってい る¹²。この重要な関心事が、「(EU) 指令によって 与えられている選択権に依存している『」のであ る。このことから、結果としては国内法化される ことになる EU 会計指令であるとはいえ、そこに おいて選択権がどのように理解されているのかと いうことは、実はその後の国内法化に際しても非 常に大きな意味を持っていたことが推察され得 る。その場合に特に着目すべき問題は、彼も指摘 しているように", EU 会計指令における選択権 の種類、比較可能性への選択権の影響、年次決算 情報の等価性、加盟国あるいはそこに属する企業 による選択権の行使の方法・範囲, という4つの 問題であるといえる。

しかし、これらの問題のうち、第一の問題は既 に上述の如く解決されているので、ここでの関心 は専らヴェーバー・ブラウンの指摘する第二の問 題である比較可能性への選択権の影響について、 彼がどのように理解しているのかということに他 ならない。ところが、この問題は、年次決算の一 般的な目的『として比較可能性と等価性とを対等 に措定している彼にあっては、年次決算情報の等 価性という問題とも密接に関連していると考えら れるので、ここでは、これらの問題をまとめて検 討することとする。彼によれば",加盟国選択権 と派生的な企業選択権のうちの比較可能性および 等価性に影響を及ぼさない選択権に関わる規定と しては、(1)将来の調整に委ねられた規定、(2)EU 会計指令の最低限の要求を超えた規定,(3)情報の 種類・内容を歪めないようなその記載場所につい ての規定、(4)小規模・中規模企業のための保護条 項と特別規定,(5)特定の専門分野のための特別 規定、の存在が指摘されている。彼のこの分類法 に則してこれを前掲の表1から表3に付け加えた

ものが各表の右端にある「種類」欄の算用数字1 ~5の表示である。この1~5の表示が前述の(1) から(5)の各規定に対応していることはいうまでも ない。彼は、これらの各規定群に属する個々の規 定を分析した結果として、これらの諸規定、した がってそこに含まれている選択権は, 年次決算書 の比較可能性と等価性について何らの重大かつ持 続的な影響も及ぼさないという結論を導き出して きているのである。とすれば、もう一方の比較可 能性および等価性に影響を及ぼす選択権に関わる 規定には、どのような規定が含まれるのであろう か。彼は、これを次のような三つのグループに分 類している「。それらは、(a)区分・表示選択権に ついての規定, (b)計上・評価選択権についての規 定,(c)開示選択権についての規定という三種類の 選択権に関する規定群である。彼のこの分類法に 則してこれを前掲の表1から表3に付け加えたも のが各表の右端にある「種類」欄のアルファベッ トa~cの表示である。このa~cの表示が前述の (a)~(c)の各規定に対応していることはいうまでも ない。これらの規定において認められている選択 権は、行使レベルの違いという観点からみれば、 加盟国レベルの選択権行使・不行使に属する選択 権と企業レベルの選択権行使・不行使に属する選 択権に区別される。しかも, 本来の企業選択権に ついては前述の如く EU 会計指令の国内法への転 換に際しては、加盟国の立法者がこれらの選択権 の転換あるいは適用にあたって何の影響も及ぼす ことを得ないために、まさに企業の意思決定下に 置かれている選択権であることから、すべて企業 レベルのそれと考えられ得る。とはいえ、行使レ ベルの如何にかかわらず、これらの選択権は、す べて何らかの形で国内法と関わっていることに着 意すれば、これらの選択権についての詳細な検討 こそがここでの主たる課題でなければならぬこと がわかる。その際、ここではドイツ国内法として の会計指令法上の選択権が検討されればそれで十 分であるといえる。何故ならば、加盟国レベルの 選択権行使・不行使の結果はすべて国内法として の会計指令法に反映されている筈であり, また企 業レベルの選択権については立法者側にはこれら

の選択権について行使・不行使に介入の余地はなく、EU会計指令のレベルにおける選択権の容認姿勢がそっくりそのまま国内法にも継受されることが加盟国には義務づけられているからである。つまり、加盟国レベルの選択権も企業レベルのそれも国内法において明文化されている筈であり、もし明文化されていないものがあるとしても、それは明文化しないように選択権が行使されたか、あるいは選択権が行使されなかったことによって明文化されていないのか、のいずれかに他ならないと考えられ得るからである。したがって、ドイツ国内法におけるこれらの選択権についての検討が次章での中心的な課題といえる。

しかし、その前にヴェーバー・ブラウンが指摘している最後の問題である加盟国あるいはそこに属する企業による選択権の行使の方法・範囲についても言及しておく必要があろう。この問題は、実は単独に検討されるような性質のものではなく、前述の各種の選択権と密接に関わっている、というよりもむしろ表裏一体のもであるといえる。したがって、この問題も国内法のレベルにおいて同時に検討すべきものであると考えられることから、先の問題とあわせて次章での検討にゆだねることとする。

かくして、これまでの検討ではヴェーバー・ブラウンの見解に新たな着想を得て、EU会計指令における選択権の種類およびその行使レベルに着目することによって、どのような選択権が国内法化の際に問題となり、特に年次決算書の比較可能性および等価性に影響を及ぼす選択権としてどのようなものが規定されることになるのかが明らかとなった。それでは、これらの選択権は、EU会計指令がドイツ国内法化される際に、どのように継受されたのであろうか。

3. ドイツにおいて国内法化された選択権 —EU 会計指令からの継受

EU会計指令の国内法化は、各加盟国において程度の差こそあれそれぞれに紆余曲折を経たようであるが、ドイツにおける国内法化はどの加盟国にも増して相当な難事業であったといえる¹⁵。こ

のことは、当該指令の制定が1978年であったに もかかわらず、以来国内法化に至るまでに約7年 の年月を要したことからも容易に推察され得る。 ドイツにおいては、この EU 会計指令は、既述の 如く会計指令法という名の下に 1985 年 12 月 24 日に公布され 1986 年 12 月 31 日以降に始まる事 業年度より適用を開始することで決着した"。ド イツにおいてその公布までに長期間を費やした大 きな理由として、シュミーレヴィッチ (Chmielewicz, Klaus) は²⁰, 第4号指令のみならず第7号 指令および第8号指令もすべて一緒にドイツ法に 転換したいという願望があったこと、加盟国に認 められている立法上の選択権をどのように行使す るのかが争点となっていたこと,これらの指令の 最低限規制を超える規定を設けるべきか否か、ま た設ける場合にはどの程度まで設けるべきかとい う疑問を抱いていたこと, 租税負担の増大に繋が らないように国内法への転換をおこなうべきとい う議論があったこと, そして国内法への転換の基 本構想について意見が分かれていたことを指摘し ている。とりわけ法制度における調整が大きな障 壁となっていたことは、この EU 会計指令の国内 法化と同時に株式法における会計規定を商法に統 合しようとしていたことなどからも窺い知ること ができるであろう。このような統合を意図した会 計指令法の制定は結果として商法の大改正および その他の関連法規の改正をも視野に入れた大事業 にならざるを得なかったのである。

それでは、そのような経緯の下で漸く制定されることとなったドイツ会計指令法において既述の選択権はどのように規定されているのであろうか。この検討のためには、この会計指令法の規定それ自体を手掛かりとする以外には、方途は開かれていないことは明白である。しかも、ここで看過してはならぬことは、会計指令法は、それ自体が独立した一つの法律として存在するわけではなく、いわゆる「条項法(Das Artikelgesetz)」という形態によって、商法第3編を中心として、あわせて39もの法律の改正と、一つの新法と5つの新規則の制定とを経て形成されていることである²¹。とすれば、ここでの課題は、われわれの問

題意識に照らせば、EU会計指令における各種の選択権がドイツ会計指令法においてはどのように規定されているのかを明らかにすることでなければならない。このことによって、どの選択権がEU会計指令に由来しているのか、またどの選択権がドイツ国内法に固有のものであるのかが解明されることになる。

そこで、既に前章において明らかとなっている 選択権に関する EU 会計指令の条項とこれに対応 するドイツ会計指令法の条項の有無を確認してお くことがその結果からみても有益であると思われ るので、これを一覧できるようにまとめてみると 表 4-1, 表 4-2 および表 4-3 のようになる。こ の三種類の表は、前章における三種類の選択権に それぞれ対応している。したがって、表4-1か らは加盟国選択権の行使・不行使の状況を読み取 ることができる。また、表4-2からは派生的企 業選択権の行使・不行使あるいはその導入の状況 を読み取ることができる。そして、表4-3から は本来の企業選択権の導入の状況を読み取ること ができる。これらの表によって、一瞥の下に少な くとも EU 会計指令における選択権を含意する条 項がドイツ会計指令法のどの条項と対応している のかがわかる。それだけではなく、更にこの表か ら EU 会計指令に由来する加盟国選択権がドイツ における国内法化に際してどのように行使された のか、あるいは行使されなかったのかということ が明らかとなったといえる。

ここに注意すべきは、いずれの選択権についても国内法に転換されていないものがあるということである。このことは、条項の文言に見られる特徴的表現を手掛かりとして、企業側に与えられていると判断された―したがって、加盟国には介入の余地がないと考えられていた―選択権が加盟国の立場にあるドイツ立法当局の介入によって転換されなかったことを意味しているといえる。つまり、本来の企業選択権といえども、結局は加盟国の立法当局の判断が先行要件となっており、これが満たされたときに初めて企業選択権が発生すると考えられ得るのである。

更に注目すべきは,加盟国選択権の行使によっ

表 4-1. EU 会計指令の加盟国選択権条項とドイツ会計指令法の該当条項との対応関係

(1)EU 会計指令の条項	(2)ドイツ会計指令法の条項	(3)(2)の特徴的表現
第1条第2項	第 25 条 a 以下 KWG (注 1)	…されなければならない
1400	第 55 条以下 VAG (注 2)	…しなければならない
第2条第5項第3文	明文を以っては転換されず	
第4条第1項第4文	第 266 条第 1 項	…しなければならない
	第 275 条第 1 項	…または…しなければならない
The Walter	第 265 条第 5 項	…認められる
第2項第2文	第 265 条第 6 項	…しなければならない
第3項	第 265 条第 7 項	…できる
第4項第2文	第 265 条第 2 項	…しなければならない
第5条第1項	転換されず	
第8条	第 266 条	…しなければならない
第9条	第 266 条	…しなければならない
第10条	転換されず	
第17条第2文	第 271 条第 3 文	…を超えるものは…みなされる
第18条第2文	第 268 条第 4 項第 2 文	…しなければならない
第21条	第 250 条第 2 項	…されなければならない
	第 268 条第 5 項第 3 文	…されなければならない
第22条	第 275 条第 1 · 2 · 3 項	…しなければならない
第30条第1文	第 275 条第 2・3 項	…しなければならない
第33条第1項	転換されず	
第33条第2項C第2文	転換されず	
第39条第2項第2文	第 255 条第 3 項	…認められる
vancourse-controller Misserrer (MCMCCC) (Pol. 50 CF)	第 284 条第 2 項第 5 号	…しなければならない
第43条第2項	転換されず	\$4-000 A225
第47条第1項第2文	,	3704.0
第51条第2項	第 267 条第 1 項	…をいう
	第 316 条第 1 項第 1 文	…されなければならない
第55条第2項	第 23 条第 1 · 3 項 EGHGB (注 3)	…されなければならない
第59条第2項C	転換されず	
第3項第3文	転換されず	
第60条第1・2文	転換されず	

⁽注1):Gesetz über das Kreditwesen (銀行法)

⁽注 2):Gesetz über die Beaufsichtigung der privaten Versicherungsunternehmen Versicherungsaufsichtsgesetz)(保険監視法)

⁽注 3): Einführunggesetz zum Handelsgesetzbuch (商法典施行法)

⁽出典) Herbert Biener, Wilhelm Berneke, Bilanzrichtlinien – Gesetz, Düsseldorf 1986年, 801 – 830 頁および Lothar Schruff (Hrsg.), Entwicklung der 4. EG-Richtlinie, Düsseldorf 1986年, 巻末資料より作成。

表 4-2. EU 会計指令の派生的企業選択権条項とドイツ会計指令法の該当条項との対応関係

(1)EU 会計指令の条項	(2)ドイツ会計指令法の条項	(3)(2)の特徴的表現
第2条第6項	なし	
第 6 条	第 268 条第 1 項	…できる
第9条 借方B	第 266 条	…しなければならない
第10条 B	転換されず	
第11条	第 266 条第 1 項第 3 文 第 267 条第 1 項 第 268 条第 4 項第 1 文 第 5 項第 1 文	…すればよい …をいう …しなければならない …しなければならない
第20条第2項	第 249 条第 2 項	…認められる
第27条	第 267 条第 1·2 項 第 276 条	…をいう …できる
第33条第3項	転換されず	
第36条	転換されず	
第37条第1項	転換されず	
第2項	第 255 条第 4 項第 3 文	…できる
第39条第 1 項 C	第 253 条第 3 項第 3 文 第 277 条第 3 項第 1 文	…認められる …または…しなければならない
第40条第1項	第 256 条	…できる
第44条	第 267 条第 1 項 第 288 条第 1 文	…をいう …には及ばない
第45条第1項	第 287 条 第 286 条第 3 項第 1 文	…できる …できる
第2項	第 286 条第 2 項	…できる
第47条第 2 項	第 267 条第 1 項 第 326 条	…をいう …されなければならない/…には及ばない
第 2 項 b	第 267 条第 1 項 第 326 条	…をいう…されなければならない/…には及ばない
第3項	第 267 条第 2 項 第 327 条	…をいう …されなければならない
第 59 条第 1 項	転換されず	ALCO
第 2 項 d	転換されず	
第 6 項 c	転換されず	

(出典) Herbert Biener, Wilhelm Berneke, Bilanzrichtlinien-Gesetz, Düsseldorf 1986年, 801-830頁 および Lothar Schruff (Hrsg.), Entwicklung der 4. EG-Richtlinie, Düsseldorf 1986年, 巻末資料より作成。

(1)EU 会計指令の条項	(2)ドイツ会計指令法の条項	(3)(2)の特徴的表現
第8条第2文	第 266 条	…しなければならない
第9条 貸方C3	第 268 条第 5 項第 1 · 2 文	…しなければならない
第10条 F 3	転換されず	
13	転換されず	
第14条第1文	第 251 条 第 268 条第 7 項	…されなければならない …しなければならない
第15条第3項a第3文	第 268 条第 2 項	…しなければならない
第22条第2文	第 275 条第 1 · 2 · 3 項	…しなければならない
第35条第 1 項 c aa	なし	
第3項 b	なし	
第 4 項	第 255 条第 3 項	…認められる
第38条	第 256 条	…できる
第41条第1項	第 250 条第 3 項	…認められる
第43条第1項第2号	第 285 条第 11 号 第 286 条第 3 項第 1 文第 1 号 第 2 文	少なくとも… …できる …できる
第59条第3項第1文	転換されず	
第 9 項	転換されず	

表 4-3. EU 会計指令の企業選択権条項とドイツ会計指令法の該当条項との対応関係

(出典) Herbert Biener, Wilhelm Berneke, Bilanzrichtlinien-Gesetz, Düsseldorf 1986年, 801-830頁 および Lothar Schruff (Hrsg.). Entwicklung der 4, EG-Richtlinie, Düsseldorf 1986年, 巻末資料より作成。

て規定化された場合には、予想に違わずほとんどのものが強行規定となっていることが当該条項の特徴的表現から明らかとなること、また派生的企業選択権の場合にも、予想されたように強行規定と任意規定とが混在していることが当該条項の特徴的表現から明らかとなること、ところが本来の企業選択権の場合には予想に反して任意規定のみならず強行規定も見出されることが当該条項の特徴的表現から明らかとなることである。

これまでの検討から、ドイツ会計指令法において EU 会計指令から受け入れられたとみなされる 選択権が具体的にどのようなものであるのか、そ してそれがどの条項として存在しているのかとい うことが明らかとなった。とはいえ、ドイツ会計 指令法における選択権がこれだけしかないと判断 することは早計の誇りを免れない。何故ならば、 ここではEU会計指令を基準として、その中から 選択権に関する条項を抽出し、これと対応関係に あるとみなされ得るドイツ会計指令法上の条項を 検出したに過ぎないので、ドイツ会計指令法にお いて網羅的な検出作業がおこなわれたわけではな いからである。したがって、ここでは、ドイツ会 計指令法の国内法化に際してEU会計指令から継 受された選択権の存在を一応は明かにしたもの の、ドイツ会計指令法における選択権の全体像が 明らかになるところまでには至っていないといわ ざるを得ない。

4. ドイツ会計指令法に固有の選択権

前章において、EU 会計指令の条項とドイツ会 計指令法の条項との対応関係が解明されたことに よって、ドイツ会計指令法の条項のうちのEU会計指令に由来すると考えられる条項が特定されたといえる。しかし、前章末に指摘したように、ここに至るまではドイツ会計指令法を網羅的に検討したわけではないので、ドイツ会計指令法に固有の選択権が見過ごされているといえる。そこで、ここでは、このドイツ会計指令法に固有の選択権の抽出が試みられなければならない。

その場合の唯一の手掛かりは会計指令法における個々の条項の文言である。つまり、着目すべきは EU 会計指令の条項の分析と同様にドイツ会計指令法における各条項の特定の表現に他ならない。実はこのことは、わが国の商法等の法規定を分析する場合にも重要な手掛かりとなり得る20であるが、とりわけ、次のような表現に注目することが肝要であろう。すなわち、「……コトヲ要ス、但シ……コトヲ得」、「コトヲ得此ノ場合ニ於テハ……ヲ要ス」、「……ニ限リ……コトヲ得」、「ヲ限度トシテ……コトヲ得」あるいは「……ヲ得,但シ……ニ限ル」という類のわが国商法に見られる表現に相当するドイツ会計指令法上の表現が看過されてはならない。

このような観点からドイツ会計指令法の条項を 分析した結果をまとめたものが表5である。ここ に列挙された条項は、ドイツ会計指令法、とりわ け商法規定を中心として, その規定上の表現を唯 一の手掛かりに抽出された選択権を含意している と考えられる任意規定に他ならない。もちろん、 既に表 4-1,表 4-2 および表 4-3 において示さ れている任意規定もまたドイツ会計指令法におい て選択権を含意する規定であることはいうまでも ないが、これらは EU 会計指令に由来していると 考えられるのでこの表5には含まれていない。つ まり、ドイツ会計指令法における選択権に関連す る規定は、表 4-1, 表 4-2, 表 4-3 および表 5 に 示されているすべての任意規定であり、選択権は すべてそこに含意されているといえる。ここに 至って、表5からドイツ会計指令法に固有の選択 権に関する諸規定とそこに含意されている選択権 の内容が明らかとなったのである。

これらの選択権の分類方法は実に多様である

が、今後の分析に役立たせるために、ここに一応 の区別を付けておくことが肝要であるように思わ れる。その際に、ここにはヴェーバー・ブラウン の分類基準は当てはまらない。何故ならば、彼の 分類の対象は EU 会計指令であり、ここでの分類 対象はドイツ会計指令法であり、 両者の対象が全 く異なるからである。そこで、ここではその分類 基準を、ジーゲル (Siegel, Theodor) の見解³³ に 求め、これに従って分類してみると、表5の右端 の「種類」欄に示されているような結果が得られ る。彼によれば24、選択権には(イ)決算書作成選択 権、心評価選択権およびの表示選択権の3種類が ある。つまり、表5の「種類」欄におけるイーハ は、これらの選択権をそれぞれ表しているのであ る。彼は、これらがすべて「明示的な選択権*5」 であるという。

とはいえ、表5の「種類」欄から明らかなように、この基準によってすべての選択権が網羅されているわけではない。この分類基準から洩れる選択権として3つのものがあるが、これらは記録手段・保存手段・作成猶予期間に関する選択権であり、年次決算書の内容には影響を及ぼすわけではない。したがって、彼がこれらの選択権を考慮に入れずに、前掲の三分類にまとめたとしても、そこにはそれなりの合理性が見出されるといえる。つまり、彼の分類基準と彼の定めた選択権の範疇とは整合性がある筈なのである。

もちろん、ここでは彼の基準をあくまでも一応の分類基準として援用しているに過ぎないので、そこから洩れるものを選択権の範疇から除外するという考え方は、全く無縁のものでなければならない。彼の分類基準とここに明かになった選択権の範疇とが整合していないということ――選択権の分類が論者により多様であることの理由が実は各論者の選択権の範疇に相違があることに気付くべきであろう――は、当然の結果であるともいえる。そしてまた、ここに新たな課題が明確になったともいえる。すなわち、これまでの分析・検討によってその存在が確認された選択権をすべて網羅するような新たな分類基準を発想することである。これによって、選択権の全体像がより一層体

表 5. ドイツ会計指令法における選択権に関する条項とその内容

条項	規定内容	選択権の内容	特徵的表現	種類
第239条第 1 項第 1 文	商業帳簿の記帳	帳簿の様式	…でも…でも…できる。但 し…限る	
第240条第3項第1文	財産目録	固定数量・価額による評価	…の場合…できる。但し… 限る	П
第4項	*	同種・同価値の棚卸資産の グループ化	…できる	П
第241条第1項第1文	棚卸簡便法	一般的な統計的方法による 在高確定	…認められる	П
第247条第3項第1文	貸借対照表の内容	税目的により許容される貸 方項目の計上	…認められる	7
第249条第 1 項第 3 文	引当金	未実施の修繕費に対する引 当金の設定	…認められる	1
第250条第1項第2文	計算区分項目	費用とみなされる税金の借 方計上	…認められる	П
第252条第2項	一般的評価原則	例外的な場合の基本原則か らの乖離	…認められる	П
第253条第2項第3文	資産および負債の計上価額	計画外減価償却	…できる	D
第4項	4	減価償却	…認められる	T.J
第5項	,	より低い評価額の維持	…認められる	U
第254条	税法上の減価償却	税法上容認される減価償却 に基づく評価	…できる	П
第255条第4項第1文	取得原価および製造原価	派生的企業価値の借方計上	…認められる	1
第257条第 3 項	証拠書類の保存・保存期間	保存手段	…の場合…できる	
第269条第1文	事業経営の開業費および拡張費	貸借対照表の借方への計上	…限り…認められる	イ
第272条第1項第3文	自己資本	催告済みの未払込出資金の 控除表示	…認められる	23
第3項	4	利益準備金の表示	…認められる	25
第4項第2文	*	自己持分準備金の取り崩し	…限り…認められる	Ħ
第3文	*	利益準備金からの自己持分 準備金の設定	…限り…認められる	1
第273条第1文	準備金部分を有する特別項目	この特別項目の設定	…限り…認められる	1
第274条第 2 項第 1 文	租税の期間区分	貸借対照表の借方への潜在 的租税の計上	…の場合…認められる	1
第279条第1項第1文	規定の適用除外, 減価償却	財務固定資産の減価償却	…の場合…認められる	п
第2項		第 254 条による減価償却	…限り…認められる	п
第280条第 2 項	価値回復命令	増額記入の無視	…の場合…できる	П
第281条第1項	税法規定の考慮	償却記入の方法	…認められる	П
第282条	事業経営の開業費および拡張費	減価償却の大きさ	少なくとも 4 分の 1	ם

系的に理解されるようになる筈である。

5. 結びに代えて

これまでの検討から、ドイツ会計指令法において EU 会計指令に由来している選択権にはどのようなものがあり、また当該法に固有の選択権としてはどのようなものがあるのかということが既に明らかになっている。ここでは、現行のドイツ会計指令法における選択権の存在理由を専らその成因の視点から検討するために、EU 会計指令の国内法化を契機として商法等の大改正を経て現行の会計指令法が制定されたというプロセスに着目することによって、選択権の由来の違いを解明することができた。このことによって、当面の課題であったドイツ会計指令法における選択権の由来と全体像とを解明するという本稿の使命を果たすことはできたといえる。

ここで留意すべきは、選択権に関連して幾度となく登場した「国内法が定める(認める)限り…」あるいはこれに類する文言の意味である。特に着意すべきは、EU会計指令の国内法化に際して既存の国内法がどのように考慮されたのかということである。つまり、国内法(における規定)の有無を前提とする場合には、加盟国の選択権行使・不行使にあたってはそのような法規定の有無は大きな問題であるといえる。何故ならば、厳密に考えれば国内法(における規定)が既に存在するかあるいは存在しないことは当初から明白であり、これを前提条件として加盟国選択権が行使・不行使されることになれば、自ずと選択権の範囲は狭められることになるからである。

尤も、現実にはドイツにおける会計指令法の制定プロセスから明らかなように、EU会計指令の国内法化と既存の国内法(における規定)の改正とは同時におこなわれていることから、本来EU会計指令において認められていた加盟国選択権の行使・不行使にあたっては、旧来からの国内法(における規定)の存在が前提となっていたわけではないといえる。したがって、加盟国選択権の行使・不行使の機会は最大限柔軟に与えられてい

たのである。とすれば、EU 会計指令の国内法化の時点において、旧来の国内法(における規定)が存在している場合と旧来の国内法(における規定)が存在していない場合、後者にあっては国内法化と同時に新たに国内法(における規定)が設けられ場合と最終的に何も設けられなかった場合が想定されることになる。

このように国内法(における規定)の有無にもいくつかの段階があるとすれば、これは当然に選択権の成因にも影響を及ぼすことになる。つまり、国内法において転換時に誕生した新たな選択権と旧法規定からの継承による選択権という分類が可能になるということである。ここではこのような分類の存在を指摘するだけにとどめておくが、ドイツ会計指令法における選択権の由来が何であれ、このような観点による分類法もあることが看過されてはならない。

また、ここに列挙した選択権はすべて「明示的 選択権」であり、「暗示的選択権26」には論及して いない。さらには、会計政策の観点からは、「裁 量余地」あるいは「測定余地」の問題も選択権と 密接に関わっているといえるが、ここではこのこ とにまでは立ち入っていない。これらの問題は, 選択権と年次決算書の比較可能性との問題を考え るにあたっては避けては通れない問題であるとい える。更には、冒頭に指摘したように、ここでの 考察範囲は個別決算に関する選択権に限定されて いたこと, また立法者の立場が考察の対象から外 れていることを想起すれば、ここでの手法を連結 決算に関する選択権にも当てはめることによって そこにはどのような選択権の存在が明らかとなる のか、そして選択権をめぐる立法者側の論理とは 一体いかなるものであるのか、という問題も依然 として残っていると言わざるを得ない。

- 1 例えば、ベトゲは、正規の簿記の諸原則の一つとして「比較可能性の原則」を挙げている。Baetge, Jörg, Bilanzen 第4版, Düsseldorf 1996年, 94頁。
- 2 このことは、選択権の分類・体系についての見解が多様であり、しかも具体的な選択権についての列挙事例の多様さから容易に推断できる。しかも、選択権という概念は、「正規の簿記の諸原則」などと同様に「不確定の法概念 (unbe-

- stimmter Rechtsbegriff, unbestimmter Rechts-oder Gesetzesbegriff)」の つとみなされている。Theodor Siegel. Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB, Köln 1986 年,417-427 頁所収)。
- 3 この指令の制定当時は、欧州共同体 (EC) であったために 厳密には「EC 指令」と呼ぶべきであるが、その欧州共同体 は、1993年の欧州連合 (EU) の発足に伴い名称を変更して いるので、ここではこの名称を使用して「EU 指令」と呼ぶ ことにする。
- 4 この法律名称の邦訳は、統一されているわけではない。詳しくは、拙稿を参照されたい。奥山茂、ドイツ会計原則の体系――「正規の簿記の諸原則」への解釈学的アプローチ―、商経論叢(神奈川大学経済学会)第35巻第4号、39―103頁所収)、46頁(第1章注8)。
- 5 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung: Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung Band I a 第4版, Stuttgart 1995年、3-24頁所収)、9頁。なお、旧版ではあるが、この文献の邦訳に匹敵するほどに、これを詳しく紹介したものとして、稲見亨、EC 第4号指令の加盟国国内法化と選択権(商学論集〔西南学院大学〕、第42巻第3・4号、331-351頁所収)がある。
- 6 Weber-Braun. Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 9頁。
- 7 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Kuting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)...
- 8 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10頁 (表 5)。
- 9 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 10 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 11 Weber-Braun. Elke. Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting. Karlheinz Weber. Claus-Peter. Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 10 頁 (表 5)。
- 12 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den

- EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前提), 9 頁。
- 13 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 9頁 (新 弧一奥山)
- 14 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 9 页。
- 15 Weber-Braun, Elke, Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 11 項
- 16 Weber-Braun, Elke. Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 12-15 頃。
- 17 Weber-Braun, Elke. Umsetzung der Richtlinien in den EU-Mitgliedstaaten (Küting, Karlheinz / Weber, Claus-Peter, Handbuch der Rechnungslegung (前掲)), 16 頁。
- 18 このことは、必ずしもドイツに限った現象ではなかった。 この第4号指令を国内法として公布すべき期限が、1980年7 月31日に設定されていたが、当該指令制定当時の加盟国 (ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブル ク、イギリス、デンマーク、アイルランド)は、この期限を 守れなかった。
- 19 Deutsche Bundestag. Drucksache 10 4268, 1985 年-
- 20 Chmielewicz, Klaus, EC 指令国内化についての諸問題 (黒田全紀 (編), 解説西ドイツ新会計制度―規制と実務, 同文館 1987年, 26—28 頁所収), 26—27 頁。
- 21 Biener, Herbert, Die gesellschafts-und bilanzrechtlichen Gesetze nach Änderung durch das Bilanzrichtlinien-Gesetz; BiRiLiG, Köln 1986年, 17頁。ビーナーによれば、この会計指令法の制定に伴って、改正された39の法律のうち、特に8つの法律、すなわち商法、株式法、有限会社法、共同組合法、開示法、経済監査人規則、銀行法、および保険監視法は本質的に改正された。
- 22 日本会計研究学会スタディ・グループ (秋月信二・大島美留・岡村勝義・奥山茂・倉地幹三・森藤一男) による「制度会計論の課題と方法 最終報告 (1992年9月11日-日本会計研究学会第51回全国大会 [札幌学院大学])」において、わが国商法の条文中の文末表現に着目した分析方法が見出される。
- 23 Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前 掲)), 417–427 頁。
- 24 Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Groβfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbe-

- stimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前掲)), 418·419頁。
- 25 Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前 掲)), 419 頁。
- 26 ジーゲルはシュミーレビッチを引用してこのような選択権 の存在を指摘している。Theodor Siegel, Wahlrecht (Ulrich Leffson, Dieter Rückle, Bernhard Großfeld (Hrsg.), Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB (前掲)), 419 頁。